



平成18年10月2日オープン

「司法支援センター(愛称 法テラス)」は、全国どこでも法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けることができる社会を実現することを目指して、「総合法律支援法」に基づき、本年4月10日に設立をされた法人です。この度、約半年の準備期間を経て、全国50か所以上に事務所で、10月2日から以下の業務を開始します。

法的トラブルを解決するにはどのような方法があるのかわからない、どこに相談すればいいのかわからない、といったときは、法テラスコールセンターまでお気軽にお電話ください。

情報提供

- 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供
- 民事法律扶助
- 資金の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え
- 司法過疎対策
- 弁護士がいらないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供
- 犯罪被害者支援
- 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
- 国選弁護関連業務
- 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

法テラスコールセンター(一般相談) 0570-078374
 法テラスコールセンター(犯罪被害者相談) 0570-079714
 法テラスホームページ <http://www.houterasu.or.jp>

10月16日(月)~22日(日)は行政相談週間です

国の仕事やサービス(登記、税金、年金、道路、福祉など)について、困りごとや苦情などはありませんか。そんな時は行政相談員にお気軽にご相談ください。相談は、無料で秘密厳守です。

次のとおり行政相談所を開設します。

月	日	曜日	時 間	場 所	行政相談員
10	2	月	13時~16時	長浜市社会福祉センター	小林みゆき・池田進
10	13	金	9時~11時	浅井支所	池澤修也
10	17	火	9時~正午	びわ高齢者福祉センター	中村嘉男
10	18	水	10時~16時	長浜市社会福祉センター	小林みゆき・池田進
10	20	金	10時~16時	長浜市社会福祉センター	小林みゆき・池田進
10	23	月	13時~16時	長浜市社会福祉センター	小林みゆき・池田進
10	26	木	9時~正午	長浜市社会福祉センター	小林みゆき・池田進

お問い合わせは、滋賀行政評価事務所(☎0570-090110)へ。

男女共同参画をめざす
 パートナーしがの強調週間
 10月8日(日)~15日(日)

性別にかかわらず、誰もが参画できる地域社会、家族みんなで家事・育児・介護などを協力し合える家庭、一人ひとりの能力が発揮できる職場、……。このような社会になれば、私たちの生活や生き方がより豊かなものになるのではないのでしょうか。この機会に私たちができていることを考えてみませんか



10月は労働保険適用促進月間

職場のみなさんが安心して働けるよう、事業主の方は労働保険に加入しましょう。

労働者を雇用する事業主は、業種や規模にかかわらず、すべて労働保険(労災保険と雇用保険)に加入することになっています。

加入手続きを怠っていると、保険料のみならず、追徴金も徴収されます。

くわしくは、長浜労働基準監督署(☎03171)ハローワークながはま(☎2030)へ。

中退共制度をご利用ください
 ~国や市の掛金助成が受けられます~

中小企業のみなさんが退職金制度を設けたい場合は、安全・確実・有利な国の退職金制度「中小企業退職金共済制度」をご利用ください。

《国の助成内容》

新しく加入する事業主に対し、従業員1人あたり掛金月額1/2(上限5,000円)を加入4か月目から1年間助成

18,000円以下の掛金月額を増額する事業主に対し、増額分の1/3を増額した月から1年間助成

《市の助成内容》

掛金月額を従業員1人あたり800円を上限に最長1年間助成(新規契約のみ)

お問い合わせは、市商工労政課(☎8766)へ。

長浜市人権尊重都市宣言・人権が尊重されるまち長浜をつくる条例を制定しました

長浜市人権尊重都市宣言

わたくしたち長浜市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえのない人生をよりしあわせにすごせる社会の実現を願っています。

わたくしたちは、日本国憲法および世界人権宣言の基本精神にもとづき、市民相互の愛と信頼の確立に努め、あらゆる差別のない平和で明るいまちを築くため、ここに長浜市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

平成18年9月25日

一人ひとりの命の尊厳が大切にされ、幸せに生きることができるまち新長浜市の実現をめざして、「長浜市人権尊重都市宣言」を制定しました。

また、この宣言の理念と目標をより具体化し、市民の皆さん一人ひとりの主体的な取り組みにより、人権が尊重されるまち長浜が実現することを願い、「人権が尊重されるまち長浜をつくる条例」を制定しました。

制定に際しては、市民の皆さんによる起草委員会を設置し、素案を取りまとめていただきました。

また、市ホームページにて素案に対するパブリックコメントを実施し、皆さんからご意見をいただき、9月議会にて可決されました。

前文 人権が尊重されるまち長浜をつくる条例要綱

私たちは、生まれや姿、言葉や習慣、価値観や生き方、性別や年齢、一人として同じ人はありませんが、生きていることの重さや存在に違いはありません。人は決して一人では生きていけず、多くの命とかわり合い、ときには支え、互いに励まし合って生きています。

ところが、めまぐるしく変化する社会のなかで、知らず知らずのうちに人はこの大切なことを置き忘れ、心の壁をつくってしまうことがあります。

私たちは、どんなときでも、すべての命を尊び、互いに認め合う心を持ち続けている市民でありたいと願っています。その願いを現実にし、あらゆる場面で、あらゆる方法で、市民が一つになって差別のない平和で明るいまちをつくるため、この条例をつくります。

長浜市人権尊重都市宣言の理念を踏まえて、市民相互の愛と信頼にあふれた明るく住みよい長浜市実現のための理念をまとめています。多くの人に読んでもらう機会を考え、読みやすい口語体でまとめています。

目的

市民一人ひとりが人権意識を高め、自らの取り組みにより、人権が尊重されるまち長浜をつくります。

市の役割

市は、地域、学校、家庭、企業、関係機関、団体等と協力して必要な施策を進めます。

市民のつとめ

自ら人権意識を高めるとともに、お互いの人権を尊重しあうよう努めます。

基本計画

施策を総合的に進めるための基本となる計画を定めます。

推進体制の整備

施策を効果的に進めるために必要な推進体制の整備に努めます。

審議会

条例の目的を達成するための重要事項を審議する機関として、長浜市人権尊重審議会を設けます。